

## 桐生市子ども読書活動推進計画(第3次)



笑顔あふれるブックスタート

**桐生市・桐生市教育委員会**

# 目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 子どもの読書活動の意義	2
2 子どもの読書活動に関する国や県の動向	2
3 計画策定の目的と位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
第2章 第1次計画（改訂版）の取組・成果と課題	
1 家庭・地域・学校等における自主的な読書活動の推進	3
（1）家庭・地域等における自主的な読書活動の推進	3
（2）学校等における自主的な読書活動の推進	4
2 読書活動に関する理解と関心の普及	4
3 関係機関等の連携・協力	5
4 成果	5
5 課題	5
第3章 子どもの読書活動を取り巻く状況	
1 本市における現状	6
2 アンケートから見える課題	9
第4章 第3次計画の基本的な考え方	
1 計画の基本方針	10
2 計画の体系	10
3 具体的な取組内容	11
基本方針1 家庭・地域における子ども読書活動の推進	11
基本方針2 学校等における子ども読書活動の推進	13
基本方針3 市立図書館等における子ども読書活動の推進	16
基本方針4 関係機関の連携による子ども読書活動の推進	18
第5章 第3次計画の推進について	
1 子ども読書活動の推進	19
2 計画の進行管理	19
資料編	
子どもの読書活動の推進に関する法律	20

## はじめに

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条）です。子どもが読書に親しむためには、広く社会全体が子どもの読書活動の重要性を認識して、積極的に環境を整えながら、継続的に支援していかなければなりません。

しかし、近年、科学技術の進歩や情報化の進展により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、テレビやゲームなどの映像による活字離れが憂慮された時代からインターネットやスマートフォン等のメディアの急速な普及による新たな読書離れへと、変化は急激に進んでいます。

このような状況を受け、国において平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定める「子どもの読書活動の推進に関する法律」を成立・施行し、平成14年8月には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月には第四次計画が第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で策定され、現在に至っています。

群馬県においても、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画（第一次）」、平成22年3月に第二次計画、平成27年3月に第三次計画を策定し、現計画に基づき子どもの読書活動の推進が行われています。

本市においては、21世紀を担うすべての子どもが、読書に親しみ、読書のすばらしさを感じ、優しく、たくましく生きていく力を培っていくことができるよう、家庭や地域、学校等において効果的な施策の推進を図ることを目的として、平成22年6月に「桐生市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成27年4月には「桐生市子ども読書活動推進計画（改訂版）」（以下「第1次計画（改訂版）」という。）を策定し読書活動の推進に取り組んでまいりました。

このたび、第1次計画（改訂版）の策定から5か年が経過し、計画期間が満了することから、これまでの計画期間における取組・成果や課題等を踏まえるとともに、新たな環境の中でも子どもの読書活動が充実することを目指して、現計画である第1次計画（改訂版）を第2次計画と捉え、「桐生市子ども読書活動推進計画（第3次）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、子どもが自ら進んで本を手に取り、読書を楽しく充実したものと感じ、生涯にわたる読書習慣を身につけることによって心の豊かさと健やかな成長を支える環境づくりを推進してまいります。

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって読書は、広い世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や思いやりの心などを身に付けることができます。また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、「生きる力」を身に付けていくうえで欠かせないものとなっています。

インターネットやスマートフォン等のメディアの急速な普及により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。容易に得られる情報は利便性を向上させましたが、一方で子どもの活字離れ、読書離れの傾向が指摘されています。

こうした中、子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣が身に付くよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を支援していくことが重要であり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していく必要があります。

### 2 子どもの読書活動に関する国や県の動向

国においては、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの発達段階に合わせた読書習慣の形成や読書への関心を高める取り組みのほか、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態の把握・分析等の取り組みを進めていくこととしています。

県では、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月に第二次計画、平成27年3月には第三次計画を策定し、子どもの読書活動の推進が行われています。

### 3 計画策定の目的と位置付け

市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項の規定並びに群馬県教育委員会が策定した「群馬県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、子どもが家庭や地域、学校等において、日常的に本と出会い、読書に親しむことができるような機会の充実と環境づくりを進めることを目的に、平成22年6月に第1次計画、平成27年4月に第1次計画（改訂版）を策定し、読書活動の推進に取り組んでまいりました。この計画の期間満了にあたりこれまでの取組状況や成果等を整理し、子どもの良好な読書環境を引き続き整備するため、家庭・地域・学校・関係機関等との連携をより深め、第3次計画を策定することとしました。

### 4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 5 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者及び読書に関心と興味のある市民をはじめ、教育関係者等も対象とします。

## 第2章 第1次計画（改訂版）の取組・成果と課題

第1次計画（改訂版）では、「家庭・地域・学校等における自主的な読書活動の推進」、「読書活動に関する理解と関心の普及」、「関係機関等の連携・協力」の3つの計画推進を柱に、家庭・地域・学校等を通じた社会全体で本との出会いや本との楽しい時間を持つための環境づくりに取り組んでまいりました。

その主な取組状況や成果と課題は次のとおりです。

### 1 家庭・地域・学校等における自主的な読書活動の推進

#### （1）家庭・地域等における自主的な読書活動の推進

##### ①家庭

家庭において子どもが読書習慣を身に付けるには、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむことが大切であることから、子育て支援センター通信に「絵本を楽しもう」と題した特集記事を掲載し、育児の中での絵本の必要性を伝えるなどの啓発に取り組みました。また、7か月児健康診査で実施しているブックスタート事業<sup>※1</sup>では、絵本のプレゼントやボランティアによる読み聞かせを行い、絵本を通して親子の絆を深めることの大切さを保護者に伝えました。

##### ②地域

桐生を好きな子どもを育てることを目的として、多くの団体やボランティアグループが地域で活動していますが、各団体は様々な活動の中で子どもの読書活動の推進のために幼稚園・保育園等、学校や放課後児童クラブ、また、公民館等の市内各施設を活用し、読み聞かせ等を中心に多くの催しものに取り組みました。

##### ③市立図書館

児童図書の充実や各種イベントの開催により、子どもの図書館利用の促進に努めました。また、ボランティア団体が定期的におはなし会を行い、多くの親子の参加が得られました。さらに、子育て支援センターにおいて絵本の読み聞かせや保護者向けに絵本の紹介を行い、子どもや保護者に絵本との出会いの楽しさを伝えました。

##### ④公民館、保健福祉会館、保健センター

公民館図書室には、利用者のニーズに応じた図書の配置、公民館だよりでの新刊図書の案内の掲載等、図書の利用拡大に努めました。また、1歳6か月児健康診査、すくすく親子教室で絵本の読み聞かせを行い、親が実際に体験できる環境づくりの充実を図りました。

#### ※1 ブックスタート事業

地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントし、絵本を通じて赤ちゃん  
と保護者のコミュニケーションを促していく活動。桐生市では7か月児健康診査時に実施。

### ⑤ 支援を必要とする子どもの活動等への配慮

教育研究所、放課後デイサービス事業所等、障害を持つ子どもが利用する施設等へ、障害の程度に応じた図書の選定などの支援を行いました。また、読書活動に支障のある子どもが図書館を気軽に利用し、読書活動に親しむことができるよう児童点字図書や大型絵本などの図書の充実を図りました。

## （２）学校等における自主的な読書活動の推進

### ① 幼稚園・保育園

幼稚園教諭や保育士、ボランティアによる読み聞かせを日常的に行い、絵本の世界を集団遊びや劇あそび等から創作リズムへ展開させ、子どもに絵本やおはなしの楽しさを実感してもらう取り組みを実施しました。また、幼い頃からの読書のきっかけづくりとして、保育参観等で絵本の読み聞かせを行い、保護者に絵本の楽しさや大切さの働きかけを積極的に行いました。

### ② 学校

朝読書に取り組む学校やボランティア等による読み聞かせ、授業と関連して授業の中でブックトーク<sup>※2</sup>を取り入れたり、おすすめの図書の紹介をポップやリーフレット等にまとめたりなど読書習慣の形成や読書活動の推進のための様々な企画に取り組みました。さらに、各教科や総合的な学習の時間における調べ学習において、学校図書館の効果的かつ積極的な活用を行いました。

## ２ 読書活動に関する理解と関心の普及

市立図書館では、子どもの図書館利用を促進するため、ニーズに応じた資料の充実、展示コーナーにおいて子ども向けの様々な図書の紹介を行いました。読書から遠ざかりがちな中学生・高校生には、青少年向け(ヤングアダルト<sup>※3</sup>)コーナーの展示を充実するなど読書に興味を持つよう取り組みました。

また、児童生徒が図書館に関心を持ち、より読書活動に親しむことができるよう、図書館見学や職場体験を積極的に受け入れました。

---

#### ※2 ブックトーク

特定のテーマをもとに、様々なジャンルから本を選び、あらすじを語ったり一部を読んだりして紹介し、子どもの読書への興味を喚起する手法。

#### ※3 ヤングアダルト

13歳から18歳ぐらいの中学生・高校生に当たる世代を示す言葉。子どもの本では物足りない、大人の本は何を読めばよいのかわからないという世代に向けて、図書館では「ヤングアダルト」向けの資料を提供したり、コーナーを設けている。

### 3 関係機関等の連携・協力

読み聞かせボランティア団体等と連携し、地域や学校等の活動状況を把握し、読み聞かせボランティアの交流の場を設けることやボランティア養成のための研修会、講演会を共催事業として実施しました。さらに、ボランティアが活動しやすい環境の整備をするなどの活動支援を行いました。

また、県立図書館、他の公共図書館及び関係機関との連携を図り、図書館資料の相互貸借や情報の共有を行い、より効果的に読書活動を推進しました。

### 4 成果

乳幼児期の子どもへは、読み聞かせ活動を重点的に推進してきたことから、本にふれる多くの機会を提供することができました。特に幼稚園・保育園等の読み聞かせの回数がこれまでより増加していますが、これは職員のほか、保護者による読み聞かせやボランティア団体の協力など、家庭、地域の関わりによる成果であると考えられます。

学校における読書活動の推進については、学校ボランティアによる読み聞かせや、授業の一環での学校図書館の活用、定期的に学校図書館に足を運んで読書の時間を設けている学級や学校も増えており、学校ごとに特色ある様々な取り組みにより、多くの児童生徒が読書に親しむ機会が増えています。

### 5 課題

子どもが本と出会うために、読み聞かせやおはなし会などの様々な取り組みを通してきっかけづくりに努めてまいりましたが、保護者や地域の大人が乳幼児期から読書の楽しさを体験することの大切さ、読み聞かせ等の重要性を理解し、読書が好きな子どもがさらに増えるよう、啓発活動を推進していく必要があります。

学校では、子どもが自由にいつでも利用できる魅力ある学校図書館とするため、司書教諭<sup>※4</sup>等を中心とした組織的な校内運営体制や機能充実を図り、子どもの自主的な読書活動を推進していく必要があります。

中学生期以降の子どもにとって、読書活動は、家庭学習や部活動あるいは多種多様の娯楽など多くの選択肢の中から自らの意志で選ぶものの一つとなっています。また、中学生期以降に推奨される図書は、文字数の多さや難解さ等、気軽に読むことができない内容が多くなっています。こうした要因から子どもはしだいに読書から離れていくとも考えられます。

加えて近年では、インターネットやスマートフォン等のメディアの急速な普及に伴い子どもの生活環境に変化が見られ、インターネットを利用した調べものや電子書籍の利用など、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があることから、現在の子どもを取り巻く環境に即した、新たな取り組みを実施していく必要があります。

#### ※4 司書教諭

小学校、中学校、高等学校等において、学校図書館の専門的な仕事を行う教職員で、12学級以上の学校においては、司書教諭の講習を終了した教諭を置くこととされている。

## 第3章 子どもの読書活動を取り巻く状況

### 1 本市における現状

#### <子どもの読書に関する意識調査>

第3次計画を策定するにあたり、子どもの読書の実態を把握するため、令和元年7月から8月にかけて、0歳児から6歳児までの子どもを持つ保護者と市内の小学校、中学校、桐生商業高校の児童生徒を対象にアンケート調査を行いました。

#### (1) 乳幼児

0歳児から6歳児までの子どもを持つ保護者を対象に子育て支援センターにおける子育て支援事業・キノピーランド利用者・保育園等505人及び保健福祉会館で行われる乳幼児健康診査に訪れた保護者249人を対象に行いました。

##### ① お子さんに本を読んであげていますか。

区 分		読んでいる	読んでない	無回答
0～3歳児	平成26年	78.5%	21.0%	0.5%
	令和1年	87.6%	12.4%	0.0%
4～6歳児	平成26年	76.9%	23.1%	0.0%
	令和1年	75.4%	16.5%	8.1%
合 計	平成26年	77.7%	22.0%	0.3%
	令和1年	83.8%	13.7%	2.5%

子どもへの読み聞かせの現状については、全体で83.8%の保護者が子どもへの読み聞かせをしていると回答しています。平成26年（前回調査時）と比較すると読み聞かせを行う保護者は増加傾向にあり、このことから言語習得前の時期からの読み聞かせの重要性についての理解が広く進んでいることがうかがえます。

##### ② 1日あたりの読み聞かせの回数

区 分		毎日ではなく時々	1回	2回	3回以上	無回答
0～3歳児	平成26年	49.4%	26.6%	19.2%	3.6%	1.2%
	令和1年	44.0%	30.0%	13.7%	9.9%	2.4%
4～6歳児	平成26年	64.4%	26.5%	5.8%	3.0%	0.3%
	令和1年	40.8%	41.4%	11.7%	5.0%	1.1%
合 計	平成26年	56.6%	26.6%	12.7%	3.3%	0.8%
	令和1年	43.1%	33.2%	13.1%	8.5%	2.1%

1日あたりの読み聞かせの回数は、「毎日ではなく時々」が一番多く全体で43.1%でした。



③どんな時に絵本を読んでいますか。

区分		午前	午後	寝る前	その他	無回答
0～3 歳児	平成 26 年	6.5%	22.9%	46.4%	23.7%	0.5%
	令和 1 年	6.8%	22.1%	55.0%	16.1%	0.0%
4～6 歳児	平成 26 年	1.5%	13.2%	65.3%	20.0%	0.0%
	令和 1 年	0.0%	8.4%	83.2%	8.4%	0.0%
合 計	平成 26 年	4.1%	18.4%	55.2%	22.0%	0.3%
	令和 1 年	5.0%	18.4%	62.6%	14.0%	0.0%

読み聞かせの時間帯は、「寝る前」が一番多く全体で62.6%でした。乳幼児期における読み聞かせをしている保護者は増加傾向にあり、読み聞かせが親子の過ごし方として定着しつつあることがうかがえます。

④読んでいないと答えた理由をお聞かせください。

区分		絵本を用意していない	喜ばない	時間がない	その他	無回答
0～3 歳児	平成 26 年	21.7%	20.7%	26.1%	18.5%	13.0%
	令和 1 年	17.9%	19.0%	42.9%	20.2%	0.0%
4～6 歳児	平成 26 年	5.0%	11.0%	55.0%	29.0%	0.0%
	令和 1 年	2.6%	20.5%	41.0%	35.9%	0.0%
合 計	平成 26 年	13.0%	15.6%	41.1%	24.0%	6.3%
	令和 1 年	13.0%	19.5%	42.3%	25.2%	0.0%

絵本を読んであげていない理由は、「時間がない」が最も多く、次いで、「その他」で、その他は「自分で読んでいる」、「兄姉が読んでくれる」等でした。日々の生活の中で育児等に時間を費やしており、本を読んであげる時間がとれない状況がうかがえます。

(2) 小学生

桐生市内の全小学校17校の各学年児童生徒数総計の約3割の児童生徒を抽出し、小学校1年生から6年生1,541人を対象に行いました。

① 1学期の学校図書館の利用

区分		平均利用冊数	区分		平均利用冊数
小 1	平成 26 年	21.1 冊	小 4	平成 26 年	23.4 冊
	令和 1 年	23.8 冊		令和 1 年	20.6 冊
小 2	平成 26 年	28.9 冊	小 5	平成 26 年	17.1 冊
	令和 1 年	22.8 冊		令和 1 年	16.9 冊
小 3	平成 26 年	20.4 冊	小 6	平成 26 年	9.0 冊
	令和 1 年	21.1 冊		令和 1 年	14.6 冊

児童が1学期に学校図書館で借りた本の平均冊数を学年別にみると、低学年が23.3冊、中学年が20.9冊、高学年が15.8冊となっています。学年が上がるにつれて読書冊数が減少しています。

## ②市立図書館・公民館図書室の利用

区分		週 1回	週 2～3回	週 4～5回	月 1～3回	1年に 数回	利用して いない
小学生	平成26年	10.0%	8.9%	3.5%	17.7%	25.9%	34.0%
	令和1年	10.6%	6.3%	3.0%	18.2%	25.1%	36.8%

約4割の児童が毎月1回は市立図書館・公民館図書室を利用しています。市立図書館・公民館図書室を利用する割合は、平成26年（前回調査時）とほぼ同様の結果となっています。

## (3) 中学生

桐生市内の全中学校10校の各学年生徒数総計の約3割の生徒を抽出し、中学校1年生から3年生752人を対象に行いました。

### ①1学期の学校図書館の利用

区分		平均利用冊数
中1	平成26年	4.9冊
	令和1年	4.4冊
中2	平成26年	3.9冊
	令和1年	4.5冊
中3	平成26年	2.2冊
	令和1年	4.3冊

生徒が1学期に学校図書館で借りた本の平均冊数は全体で3.7冊から4.4冊に増加しました。1か月に平均すると0.9冊から1.1冊ということになります。

数値上では微増していますが、小学生に比べると読書量の減少が顕著となっています。その理由として、授業の予習復習などの学習時間の増加や放課後の部活動への参加で時間が取りにくいことや、帰宅後も塾などへ通う生徒が多いことも読書量が減ってしまう原因と考えられます。

### ②市立図書館・公民館図書室の利用

区分		週 1回	週 2～3回	週 4～5回	月 1～3回	1年に 数回	利用して いない
中学生	平成26年	3.2%	2.2%	1.1%	12.8%	33.6%	47.1%
	令和1年	3.7%	3.0%	0.6%	11.6%	27.9%	53.2%

市立図書館や公民館図書室の利用頻度については、「週1回未満（月に1～3回）」と答えた生徒が11.6%、「週1回程度」が3.7%でした。「利用していない」と答えた生徒が53.2%と半数以上になっています。このことは時間に追われていることに加え、保護者と行動を共にしないようになる年齢となることも、図書館に足を運ばなくなる原因と考えられます。

#### （4）高校生

桐生商業高校の1年生から3年生の全生徒749人を対象に行いました。

##### ① 1学期の学校図書館の利用

区分		0冊	1～5冊	6冊以上
高校生	平成26年	66.2%	32.9%	0.9%
	令和1年	65.0%	30.4%	4.6%

##### ② 市立図書館・公民館図書室の利用

区分		毎週利用	毎月利用	年数回利用	利用していない
高校生	平成26年	0.6%	2.6%	12.4%	84.4%
	令和1年	1.2%	4.8%	13.7%	80.3%

1学期に学校図書館で借りた本の冊数は、「0冊」と回答した生徒が全体の65%で、市立図書館・公民館図書室の利用頻度については、全体の80.3%の生徒が「利用していない」と回答しています。

このことは受験勉強に時間を取られることやSNSなどのコミュニケーションツールの普及、娯楽の多様化などが原因と考えられます。

今回のアンケート調査の結果、一部の地域の学校に限定しているものの、全体を通して言えることは、読書環境（学校図書館など）の整備の有無に関らず図書館の利用を含めた読書離れが進行していると言えます。

## 2 アンケートから見える課題

年齢が上がるにつれて「読書離れ」、「図書館離れ」が進む傾向にあります。

乳幼児期の子どもの読み聞かせについては、平成26年（前回調査時）と比べ増加傾向にあり、乳幼児期からの読み聞かせの重要性についての理解が広く進んでいると言えます。

今回の調査時における小学生全体の1か月の平均読書冊数は5冊、中学生では1.1冊となっています。平成26年（前回調査時）からほぼ横ばい傾向にあります。読書冊数の上では、小学生と中学生の読書冊数に大きな差がありますが、これは発達に応じて内容が多い本を読むようになり、1冊あたりの読書時間が増えることが主な要因の一つと考えられます。

高校生については、1か月に1冊も読まない生徒が65%であり、読書量の減少傾向が見られます。これは、部活動、家庭学習、塾通いなどで読書の時間が取れないことのほか、インターネット等の普及により簡単に必要な情報を得ることが可能となったことなどが要因として考えられます。

## 第4章 第3次計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本方針

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくためには、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進するとともに、家庭・地域、学校、市立図書館、関係機関が相互に連携・協力し、社会全体で取り組むことが重要です。

そのため、本計画では国及び県の計画、これまでの取組と課題等を踏まえ、次の4項目を基本方針として、子どもの読書活動の推進を図ります。

- ・基本方針1 家庭・地域における子ども読書活動の推進
- ・基本方針2 学校等における子ども読書活動の推進
- ・基本方針3 市立図書館等における子ども読書活動の推進
- ・基本方針4 関係機関の連携による子ども読書活動の推進

### 2 計画の体系

【基本方針】	【推進の柱】	【具体的な取組内容】
1 家庭・地域における子ども読書活動の推進	(1) 家庭における取組	○子育てサロンでの取り組み ○絵本とのふれあいと読み聞かせの推進 ○ブックスタート事業の推進
	(2) 地域における取組	○身近に本がある環境づくり ○あらゆる機会に読み聞かせを実施
2 学校等における子ども読書活動の推進	(1) 幼稚園、保育園等における取組	○身近に本がある環境づくり ○あらゆる機会に読み聞かせを実施
	(2) 小学校、中学校等における取組	○身近に本がある環境づくり ○授業における読書活動の推進
	(3) 高等学校における取組	○身近に本がある環境づくり ○授業における読書活動の推進
	(4) 教育研究所における取組	○身近に本がある環境づくり ○児童生徒と本をつなぐ支援の充実
3 市立図書館等における子ども読書活動の推進	(1) 資料活用に関する取組	○図書資料の充実・情報の提供 ○学校等への支援 ○おはなし会や各種イベントの充実
	(2) 読書活動支援に関する取組	○読書環境の整備・充実 ○子どもと本をつなぐ支援の充実 ○すべての子どもに対する配慮
4 関係機関の連携による子ども読書活動の推進	(1) 関係機関の連携による取組	○学校や幼稚園・保育園等の連携 ○ボランティア団体等との連携

### 3 具体的な取組内容

#### 基本方針1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

##### (1) 家庭における取組

子どもの読書習慣は、日常の家庭生活を通して成長とともに形成されていきます。子どもが読書習慣を身に付けるためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が子どもの読書に理解と関心を持ち、子どもが本に親しめる環境づくりに積極的に関わることが大切です。そのためには、保護者も読書をすることも重要です。家庭における読書活動を推進するため、親子を対象としたおはなし会の開催や子どもが好きな本や新刊案内などの情報を発信し、保護者が定期的に読書の時間を設けたり、家族で読書の習慣づけを行ったり、親子で楽しく読書に関われるよう取り組みを進めていきます。

##### [取組内容] 子育て相談課・市立図書館

###### ○子育てサロンでの取り組み

- ・市立図書館から紹介したい絵本や保護者に読んでもらいたい本を借り、子育てサロン室の図書コーナーへ配置し、より多くの本にふれてもらえるよう機会を提供します。（拡充）
- ・子育て支援センター通信を通じて「絵本を楽しもう」を特集し、子育てサロンの中で子育てワンポイントとして育児の中での絵本の必要性を伝えます。
- ・子育てサロンで保育士が親子に読み聞かせを行うほか、読み聞かせボランティアと連携して読み聞かせやおはなし会を行います。

###### ○絵本とのふれあいと読み聞かせの推進

- ・「ひよこクラス」（ママ&パパ教室産後編）において乳幼児期にあった絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えるチラシ等を作成し、効果的な周知に努めます。（拡充）
- ・乳幼児や保護者のメディア漬けによる弊害が親子の関わり方などにおいて問題視されていることから、健診等の母子保健事業の多くの機会を捉えて絵本とのふれあいや読み聞かせの大切さを伝え親子の読書推進を図ります。（拡充）

###### ○ブックスタート事業の推進

- ・7か月児健康診査の際、ブックスタートボランティアによる個別の読み聞かせを行い、親子で絵本を開く楽しい経験を共有するとともに、絵本2冊と布製バックをプレゼントします。
- ・7か月児健康診査の未受診者に対して、保健師と連携・協力して1歳までの間に家庭訪問を実施し、ブックスタート事業の紹介と絵本、布製バックを届けます。

## （2）地域における取組

各地区の公民館等において、地域で活躍するボランティアグループ等と協力し、地域での子育てに対する意識を高めるような取り組みを進める中で、子どもと保護者が読書に親しむ機会を提供します。

### 【取組内容】 子育て支援課・子育て相談課・生涯学習課・市立図書館

#### ○身近に本がある環境づくり

- ・子育て関連施設等において、市立図書館の団体貸出を利用するなど子どもが身近に本を手にとれる環境づくりを推進する活動の周知に努めます。
- ・市立図書館から子育て支援センターなどに絵本や児童書、紙芝居などをリユースすることにより絵本等の充実を図り、安心して読書を楽しめる環境を整備します。
- ・放課後子供教室<sup>※5</sup>ごとに図書館利用団体登録を行い、教室内に本を配置することでいつでも読書が楽しめる環境を整備します。（新規）

#### ○あらゆる機会に読み聞かせを実施

- ・公民館、子育て支援センター等において、絵本の読み聞かせ、おはなし会などの開催を推進します。
- ・放課後子供教室の活動内容に読み聞かせを取り入れます。（新規）
- ・各公民館だよりで新刊図書を紹介するほか、市立図書館で行われる読み聞かせやおはなし会などの子ども向け情報を提供します。（拡充）

---

#### ※5 放課後子供教室

小学校の余裕教室等を活用して、放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子どもが地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進する事業。

## 基本方針2 学校等における子ども読書活動の推進

### （1）幼稚園、保育園等における取組

幼稚園、保育園等に通う子どもは、心も身体も著しく成長する時期を過ごしています。多くの幼稚園、保育園等では、この時期に絵本や物語に出会い読書の楽しさを知ることができるよう、子どもに絵本や物語に親しむ機会を提供しています。

絵本や物語の読み聞かせなどの取り組みをより充実させ、一人一人の子どもが本に興味を持てるようにするとともに、保護者に対して読み聞かせの楽しさや大切さを伝える取り組みを広めていきます。

#### [取組内容] 子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・市立図書館

##### ○身近に本がある環境づくり

- ・年齢ごとに親しんでほしい絵本リストを作成して、園での絵本購入の際に活用し、絵本コーナーの充実を計画的に進めます。（拡充）
- ・子どもに親しまれる絵本等を積極的に購入します。（拡充）
- ・市立図書館から絵本や児童書、紙芝居などリユースすることにより、絵本の充実に図ります。
- ・各年齢で読んであげて欲しい絵本についてクラスだより等を利用し、保護者に紹介します。（新規）

##### ○あらゆる機会に読み聞かせを実施

- ・毎日の保育の中で読み聞かせを実施するとともに、生活の中で保護者、保育士などとのふれあいを大切に、幼い時期から絵本に出会えるようにします。
- ・絵本で感じたこと、絵本の世界を集団遊びや劇あそび、さらには、創作リズム、生活発表会などに展開します。
- ・誕生日会や集会などで大型絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、親子で絵本の魅力にふれあえる機会を提供します。
- ・魅力的な外国の絵本にも視野を広げ、A L T等による読み聞かせなども行うために、英語の絵本の購入や、市立図書館、小学校との連携を進めます。（拡充）

## （2）小学校、中学校等における取組

小学校、中学校においては、それぞれの発達状況に応じて、児童生徒が自ら読書に親しむ読書習慣を身に付けさせることが非常に重要です。そのため、全校一斉読書や読み聞かせなどの取り組みを引き続き推進していきます。また、児童生徒に読書の楽しさを伝えたり、選書の相談にのったりできるように引き続き市内の小学校、中学校、教育研究所に学校図書館管理補助員\*<sup>6</sup>を配置します。

児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりをさらに進めていきます。

### 【取組内容】 教育部総務課・学校教育課・市立図書館

#### ○身近に本がある環境づくり

- ・教材文と同じテーマや同じ作者の本を読んだり、そのための本を廊下や教室の手に取りやすい場所に展示するなど読書の幅を広げる働きかけを推進します。
- ・「読書週間」に合わせて図書委員会により、学校図書館の本を紹介するなど、本と出会う機会を提供します。
- ・「ぐんまの子どもにすすめたい本200選」等のブックガイドを積極的に活用し、学校図書館におすすめの本コーナーを作るなど、読書活動の推進を図ります。
- ・子どもの多種多様な興味・関心に応えられるように学校図書館の蔵書の充実を引き続き推進します。

#### ○授業における読書活動の推進

- ・国語の授業と関連して、授業の中でブックトークを取り入れたり、おすすめ図書の紹介、ビブリオバトル\*<sup>7</sup>を取り入れるなど読書を広げる取り組みを推進します。
- ・調べ学習や総合的な学習の時間における様々な学習活動として、市立図書館が行う学習テーマにあったテーマ別貸出し等を活用した学習の充実を図ります。

## （3）高等学校における取組

高校生は知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになりますが、インターネットやスマートフォン等のメディアの急速な普及やコミュニケーションツールの多様化等により子どもを取り巻く情報環境が大きく変化を見せております。インターネットを利用した調べものや電子書籍の利用が増え、中学生から高校生へと進むにつれ読書離れの傾向が現れるなど、子どもの読書環境は大きく変化しています。これまでの継続的な読書活動に加え、様々なアイデアや情報を活用し生徒が多忙の中でも読書に関心を持てるような事業の充実を図ります。

---

#### ※6 学校図書館管理補助員

図書の紹介や調べ学習の補助など、学校図書館の充実のために、その管理運営補助や読書活動支援等を行っている。市内の全小学校、中学校に配置している。

#### ※7 ビブリオバトル

お気に入りの本を持ち寄り、その面白さについて出場者がそれぞれプレゼンテーションし、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する書評合戦。



**【取組内容】 学校教育課・市立図書館**

**○身近に本がある環境づくり**

- ・ 図書委員会により「図書だより」を発行し、生徒や教職員のおすすめ本や新着本の紹介などを行います。
- ・ 新着本コーナーや話題の本など、テーマごとに展示コーナーを設置し、生徒が興味・関心を持ち、新たな本と出会えるような機会を提供します。

**○授業における読書活動の推進**

- ・ 朝の10分間読書の実施など、読書離れが懸念される年代においても一定の読書時間を確保し、読書習慣の基礎確立を目指します。
- ・ 授業の中で、本を読んだ感想や自分の変化を表現し、友達に伝えるなど、本に親しむ活動を行います。

**（4）教育研究所における取組**

来所する児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう一人一人のニーズに応じた図書館資料の整備を図るとともに、関係機関と連携し、児童生徒が主体的に本に親しめるような読書活動を推進します。

**【取組内容】 学校教育課・市立図書館**

**○身近に本がある環境づくり**

- ・ 学校図書コーナーを必要に応じて利用したり、児童生徒が休み時間に本を借りたりする場と機会を提供します。
- ・ 児童生徒の興味・関心に合わせて、教室内に本を用意して、児童生徒自ら本を手にとって読めるように配置します。
- ・ 市立図書館の団体貸出等の学校支援事業を活用し、図書の充実を図ります。

**○児童生徒と本をつなぐ支援の充実**

- ・ 学習の合間や休憩時間に効果的に機会を確保し、読書の楽しさや大切さを伝えます。
- ・ 教職員研修会を開催し、読み聞かせの方法など児童生徒が本に親しむ環境づくり等について学び、資質の向上に努めます。

## 基本方針3 市立図書館等における子ども読書活動の推進

### （1）資料活用に関する取組

市立図書館は、様々な分野の本を豊富に備えており、子どもが読みたい本を手にとって選び、読書の楽しさを知ることができる場所となっています。読書の楽しさを伝えるおはなし会への参加や、必要な情報を調べることで知識を得ることのできる場所でもあります。また、保護者が子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について相談することもできる場所です。資料活用に関する取組として、乳幼児、小学生、中学生、高校生といった発達段階に応じた図書の充実を図ります。

#### 〔取組内容〕 市立図書館

##### ○図書資料の充実・情報の提供

- ・子どもの発達段階やニーズに対応した蔵書をさらに充実させ、児童図書の貸出数を増やします。
- ・子どもの図書館利用を促進するため、話題の本、季節やイベント等に合わせた展示を行い、子どもが新たな本と出会えるような機会を提供します。
- ・総合的な学習や調べ学習に対応できる図書の充実を図ります。

##### ○学校等への支援

- ・学校図書館における図書の選定等について連携し、子どもに質の高い読書活動の機会を提供できるよう、協力体制の充実に努めます。
- ・学校や幼稚園・保育園等に絵本や児童書、紙芝居等をリユースすることなどにより、学校図書の充実に努めます。

##### ○おはなし会や各種イベントの充実

- ・読み聞かせボランティアによるおはなし会を継続して実施し、より多くの子どもが本と出会える機会をつくります。
- ・市立図書館職員や読み聞かせ団体が学校を訪問して実施する「桐生に伝わる民話を聞こう」の更なる推進を図ります。
- ・「子ども読書の日」を活用し、子どもが参加できるようなイベントや企画展示を行い、子どもの読書活動の推進を積極的に進めます。
- ・読書への関心を深めるため、小学生から一般市民を対象としたビブリオバトルを開催します。
- ・ホームページやふれあいメール等を利用した図書館情報の提供を積極的に推進します。（拡充）

## （2）読書活動支援に関する取組

読書活動の推進に関する様々なイベント等を開催し、利用者のニーズに応じた特色あるサービスを提供するとともに、読書離れの傾向にある中学生、高校生等に向けた支援を行います。さらに、幼稚園、保育園等、学校、ボランティア団体等の関係機関との連携を密にし、子ども読書活動を推進します。

### 【取組内容】 福祉課・市立図書館

#### ○読書環境の整備・充実

- ・小学校1年生へ図書館利用券を配布し、図書館の利用促進に努めます。
- ・児童書をはじめとした多様な図書資料の充実を図り、読書離れが懸念される中学生、高校生にとって魅力ある図書館づくりに努めます。特に、高校生における市立図書館の利用が低いことからヤングアダルトコーナーを中学生、高校生のニーズに合わせた魅力あるコーナーへと拡充し、利用促進を図ります。（拡充）
- ・図書館から遠方の地区の子どもが本を身近に感じ、楽しめるよう、公民館図書室の蔵書内容を充実させ、読書環境の整備を図ります。

#### ○子どもと本をつなぐ支援の充実

- ・読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、子どもに読書の楽しさを伝えていくうえで重要な役割を担っているボランティアを育成・支援します。
- ・読み聞かせやおはなし会の時間中、読み聞かせの声や子どもの声が図書館内に響いても、小さな子ども連れの方にも気兼ねなく図書館を利用してもらえるよう「子どもの時間」を設けます。（拡充）
- ・児童生徒が図書館に関心を持ち、より読書活動に親しむことができるよう、図書館の仕事を体験する職場体験等を積極的に受け入れます。

#### ○すべての子どもに対する配慮

- ・録音図書や点訳図書を作成するためのボランティア養成講習会を開催します。
- ・読書活動に支障のある子どもが図書館を気軽に利用し、読書活動に親しむことができるよう、点字図書や仕掛け本の充実に努めます。
- ・物語の情報量は少ないものの五感を刺激しながら多角的に楽しめる布の絵本の充実に努めます。
- ・点字図書館等の専門機関の紹介や相互貸借により、サービスの推進を図ります。
- ・外国語を母国語とする子どもについても読書活動を楽しめるよう、外国語の図書の収集を行います。また、外国語による利用案内の作成について検討します。（拡充）

## 基本方針4 関係機関の連携による子ども読書活動の推進

### （1）関係機関の連携による取組

いつでもどこでも、子どもが読みたい本と出会える環境を整備するためには、子どもに関わる様々な機関・施設等（家庭、保健センター、子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校、幼稚園、保育園、市立図書館、読み聞かせボランティア、市、県等）が子どもの読書活動の意義を認識し、共通の目的のもとに、それぞれの機能や資源を生かし合うことが必要です。お互いに情報を共有し、連携を深めることで、子どもの読書活動の一層効果的な推進に努めます。

#### 【取組内容】 市立図書館

##### ○学校や幼稚園・保育園等の連携

- ・小学校、中学校等へ学校団体貸出サービス<sup>※8</sup>を実施し、読書活動や調べ学習への支援を行います。（拡充）
- ・子どもに関わる様々な機関・施設等と連携し、読書に親しむためのイベントを充実させるきっかけづくりを行います。

##### ○ボランティア団体等の連携

- ・図書館や地域で活動している各団体等がスキルアップのため実施している研修会やボランティアの育成を支援します。
- ・民間団体等と連携し、イベントの開催や各種事業へのボランティアの派遣など、子どもの読書への関心を高める取り組みを推進していきます。
- ・関係機関と連携し、市立図書館が行う本の団体貸出<sup>※9</sup>の活用や読書関連イベントへの図書資料の貸し出し等により、あらゆるところで読書に親しむ環境づくりに努めます。
- ・子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努め、国・県等の公共団体及びNPO等と連携しながら子どもの読書活動の意義等について、普及・啓発活動に取り組みます。

---

#### ※8 学校団体貸出サービス

平成25年度に新しい学校向けサービスを開始。

- ・学校図書館支援貸出  
図書館が選書した図書のセットを希望する学校に配送（学期間で200冊まで貸出）
- ・読書推進・学習支援のための随時貸出（自由選書）  
図書館に来館して直接図書を選び貸し出しする方法（30日以内で200冊まで貸出）
- ・読書推進・学習支援のための随時貸出（テーマ別選書）  
あらかじめ希望図書の内容を伺い図書館職員が選書（30日以内で200冊まで貸出）

#### ※9 団体貸出

高齢者福祉施設や放課後児童クラブ等を対象とした本の団体貸出を行っている。団体貸出は、50冊までの本を30日以内で貸し出ししている。

## 第5章 第3次計画の推進について

---

### 1 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。本計画では、引き続き本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進めていきます。

また、子どもにとって魅力的な図書館となるよう様々な取り組みを行っていきます。

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、行政機関内の関係課による「桐生市子ども読書活動推進計画連絡会議」において施策の進捗状況を確認するとともに、乳幼児、小学生、中学生、高校生を対象とした「読書についてのアンケート調査」を実施し、本市の子どもの読書活動の現状を把握しながら、本計画の円滑な推進に努めます。

また、「桐生市立図書館協議会」において、第3次計画の進捗状況等について点検・評価を行い、事業の改善を図っていきます。

## 資料編

---

### 関係法令

#### ○子どもの読書活動の推進に関する法律

（文部科学省 交付・施行 平成13年12月12日法律第154号）

##### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

##### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

##### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

桐生市子ども読書活動推進計画（第3次）

発行 令和2年3月 桐生市・桐生市教育委員会

編集 桐生市子ども読書活動推進計画連絡会議

福祉課 子育て支援課 子育て相談課

教育部総務課 学校教育課 桐生市立商業高等学校

生涯学習課 桐生市立図書館

事務局 桐生市立図書館